

第5回

コメダ

de 勉強会 & 相談会

「結婚とは。夫婦とは。」

～法律の面から見る「人生のパートナー」とは～

澤田かおる行政書士事務所
行政書士 澤田 郁

後援：コメダ珈琲店阪南店



こんにちは。行政書士の澤田郁（さわだかおる）です。

- 長野県出身。平成25年5月に阪南市に引っ越してきました。
- 家族は夫・娘(5歳)の3人。娘は幼稚園に通っています。
- 趣味はフィギュアスケート観戦・吹奏楽（吹奏楽部で10年間打楽器担当でした）。
- 平成25年9月、行政書士事務所を開設し、この9月で開設3周年を迎えました。

主な取扱業務

相続・遺言、契約書、内容証明、離婚、
法人設立、建設業など許認可、交通事故など

澤田かおる行政書士事務所
大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号
Tel 072-488-7304
Fax 072-488-7302
メール info@gyosei-kaoru.com
HP <http://gyosei-kaoru.com>
ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>





今日お話しする内容

1. 法律の面から見る「夫婦」とは
2. 「夫婦」「結婚」「婚約」に関する法的ルール
3. いろいろな夫婦の形(内縁、事実婚、同性婚)
4. 戸籍とは
5. 国際結婚について
6. 結婚に関するいろいろな問題
7. 親として今から「子どもの結婚」に備えるには
8. おわりに



1. 法律の面から見る「夫婦」とは

民法には「夫婦は○○」「夫婦の一方が○○」ばかりで、「夫婦とは」とは定義していない。

ちなみに、民法全1044条中(章題等含む)に「愛」という文字は1文字も出てこない。

他の用語は……「婚姻」100回 「夫婦」37回 「離婚」46回 「親」181回 「子」197回
「父」90回 「母」89回 「権利」202回 「権」1622回……「愛」0回

婚姻とは

①婚姻意思の合致

②婚姻障碍(結婚してはいけないケース)の不存在

③婚姻届

この3つ揃って「婚姻している」という。



2. 「夫婦」「結婚」「婚約」に関する法的ルール

- ① 婚姻障碍 (婚姻適齢未満、重婚、再婚禁止期間、近親者間、直系姻族間、
養親子間(離縁後も)、 父母の同意のない未成年者間)
- ② 夫婦同姓： 婚姻時に夫又は妻どちらかの姓(氏)を称する
(一方が死んだら、いつでも、届け出ることによって旧姓に戻れる)
- ③ 女性16歳、男性18歳で結婚できる
未成年者の結婚には親の承諾がいる
未成年者は結婚すると成年に達したものとみなされる
- ④ 夫婦でいることによって生じる義務
同居義務、協力義務、扶助義務
- ⑤ 夫婦の財産は「夫婦の財産」というルール
原則：法定財産制／例外：契約財産制



夫婦財産制

①原則：法定財産制

結婚する前から持っている財産は、その人のもの。

結婚した後に買ったものは、共有。

どちらのものかはっきりしないものは、共有。

婚姻費用（結婚生活を送る上でかかる費用）の分担

日常家事債務（日常的な買い物の支払い）の連帯責任

②例外：契約財産制

婚姻届を出す前に「夫婦財産契約」を結び、登記する必要がある。

※結婚契約書

最近ちょっと流行ってきた。

結婚する前に、結婚した後の様々の事柄について契約書を交わす。

この中に、夫婦間の財産について明記しているものが多い。



婚約

「誠実」に、「将来」、「確定的」に、結婚しようと「約束」すること。
結納があってもなくても関係ない。

※婚約破棄とは

一方の当事者が、約束どおり婚姻してくれないこと。
正当な理由がない場合、損害賠償請求ができる。

※結納とは

婚約の成立を確約する意味で、品物・お金などを贈りあう儀式のこと。

結婚しなかった場合は返す。 (法的根拠は諸説あり)

受けた側に原因：金品は返す、慰謝料を上乗せして「倍返し」の地域が多い。

送った側に原因：金品の返還を求めることはできない。



3. いろいろな夫婦（内縁、事実婚、同性婚）

内縁

婚姻届を出していない「だけ」の夫婦。同棲しているだけでは内縁とは認められない。

要件1 夫婦である意思が本人たちにあること

要件2 夫婦である社会生活がある（周囲に夫婦であると知らしめている）こと
婚姻障碍があって婚姻届を出せない夫婦も内縁

事実婚

敢えて法律婚を選ばない、意識的な「内縁」。

当事者間の主体的な意思に基づく選択によって婚姻届を出さない夫婦のこと。
夫婦別姓でありたい、家制度への抵抗、など。



内縁・事実婚と認められたら受けられる「夫婦」同様の保護

- 健康保険の被扶養者
- 国民年金の第3号被保険者
- 遺族年金
- 生活保護
- カルテの開示
- 児童扶養手当
- 介護休業
- 扶養手当
- 交通事故の損害賠償請求

結婚契約（TBSドラマ「逃げるは恥だが役に立つ」）

仕事としての結婚、家事をしてお給料をもらう。
事実婚（選択的内縁）の一種



同性婚

性別が同じもの同士の結婚。

現在の日本では、法律上は認められていない（民法には規定がない）。

根拠：憲法「両性の合意に基づいて…」→男女間の婚姻を想定

戸籍法「夫婦の一方の氏を称する」→男女であることを想定

海外では同性婚が認められつつある。

日本でも同性カップルにも男女間と同等の権利を保障すべきという動きがあり、渋谷区の『渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例』では、同性カップルを結婚に相当する関係と認め、「パートナー」として婚姻届と同等として証明する。



ポリアモリー

「複数の相手との恋愛」を肯定する新しい形のライフスタイル。同時に複数の相手と交際（性的関係を含む）していることを、それぞれが隠し立てせず、それぞれが合意していることが前提。

「異性ではなく同性を愛してしまう」のと同じように、「複数の人を愛してしまう」というマイノリティ（異論あり）。

そもそも「相手は1人」というのは法的・倫理的なものであり、生物学的には「相手は複数」が自然だという考え方（異論あり）。

民法に文言規定は無いが裁判例上夫婦には貞操義務があるので、婚姻していればポリアモリーは法的には不貞行為（異論あり）。

まだまだ社会に浸透していないし定義もはっきりしていない。

事実婚や内縁に関する法整備がまだまだであり、同性婚においては法整備の機運が高まったばかり。社会の急激な変化に法律や裁判例は簡単には追い付かない。

4. 戸籍とは

夫又は妻どちらかの氏を称する（夫婦別姓は認められない）
その者を筆頭者とする戸籍が作られる
一つの戸籍には、一組の夫婦と子しか入らない。

夫 & 妻 & 子 でパッケージされている。

未婚の母と子の場合は 母 & 子 のパッケージ

→子が結婚したり、子に子ができたら、その戸籍から出ていく。

→離婚したら、その戸籍から出ていく。



5. 国際結婚について

①日本人と婚姻した外国人（その1）

それで日本人になれるわけではない。

→帰化手続によって日本国籍を取得しないと日本人にはなれない。

②日本人と婚姻した外国人（その2）

日本にずっと居ていいわけではない。

→「日本人の配偶者等」という在留資格を取得し、最長5年ごとに更新する必要がある。

更新時に「永住者」資格にランクアップできれば日本にずっと住める。

→でもやはりそれだけでは日本人にはなれない。



結婚は、それぞれの本国法に基づいて成立する。

- ・日本で外国人と結婚した場合も、外国で外国人と結婚した場合も、婚姻要件具備証明書など、他の書類の提出が必要。
- ・国によって必要書類は違ってくる。
- ・書類を翻訳しなければならない。

外国人と結婚するということは、
思いもよらない法律・文化・慣習に入っていくということ。
宗教上の理由で、人工妊娠中絶を法律で禁止している国もある（チリ、エルサルバドルが有名）。



6. 結婚に関するいろいろな問題

- ①結婚相手の親の面倒はどこまでも見ないといけないのか？
→「姻族関係終了届」を出せば、面倒を見る義務はなくなる。

配偶者が死亡すると、婚姻関係は終了するが、配偶者の親族とは、姻族関係は残ったまま。

結婚前の姓に戻し、新たに戸籍を作った場合も同じ。

つまり、配偶者の親との縁は切れず、配偶者の親族の扶養義務が残る。

姻族関係解消のためには、役所に「姻族関係終了届」を提出する。

- ・届出に義父母の承諾は不要
- ・祖父母と孫の関係は継続する



②「一緒のお墓に入りたくない」問題

夫と別のお墓にして欲しい
嫁いだ家のお墓に入りたくない
自分一人のお墓にしたい
実家のお墓に入りたい

法律上は認められる

別々のお墓、埋葬方法を選ぶ人も増えている。
樹木葬、納骨堂、個人墓など。



③結婚しない、出来ない、したくない人の増加

「若者の結婚観・子育て観等に関する調査」(国立青少年教育振興機構)

結婚したくない……未婚者全体の20%超

交際相手のいる人が結婚していない理由……「経済的に難しい」63.8%

「1人が楽である」50%

④契約結婚・偽装結婚はできるのか？

契約結婚（「逃げ恥」）

……夫婦として生活する意思があるが、婚姻届を出さない事実婚。適法。

偽装結婚（相続、在留資格を得るためだけの結婚など）

……夫婦として生活する意思がないのに、婚姻届を出した。違法。



7. 親として今から「子どもの結婚」に備えるには

結婚に関して、子供は親に何を望むか？
それに応えられるか？

①実質的な準備（結婚時だけでなくその後のことも）

- ・経済的支援

 - ……結婚式費用、住宅取得費、孫の学費など

- ・孫の世話（孫育て）

 - ……「孤育て」にならないように。共働きへの理解。
待機児童問題の把握。習い事の送り迎えの援助など。



②心の準備

子供が結婚することになり、求められた時、どんなアドバイスができるか？

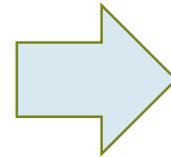
だいたいのは結婚情報誌でわかるので、それ以外の「本当に知りたいこと」を伝えられるように。

- ・当時の気持ちを思い出す
- ・当時の資料をまとめる
- ・きかれたらオープンに答える



夫婦の形といっても、

仕事をする ↔ 辞める
専業主婦 ↔ 専業主夫
一緒に住む ↔ 住まない
週末だけ一緒に過ごす
籍を入れる ↔ 入れない
異性 ↔ 同性
会う ↔ SNSのみ



思った以上に様々な
夫婦の形がある！

現在でもこれだけの形があります。
将来はどんな形の夫婦が現れるのか……。
それでも、親として、うろたえず、きちんと
受け止めてあげたい、と思うのです。



8. おわりに

夫婦の形は、

恋人（未来はバラ色）

新婚（今まで見えていなかった部分が見える）

パパとママ（パートナーとしての関係が劇的に変化）

子が自立し二人っきり（今さら新婚の頃の関係には……）

孫が生まれる（もしかしたら人生最高に幸せな時期？）

老後に二人っきり（熟年離婚の危機が訪れる時期？）

老老介護（パートナーの最期を間近で接する時期）

時期によっても
形は変わる！

その時その時に夫婦で話し合って、
「今はこういう夫婦の形である」の認識を共有したうえ、
「次はこういう夫婦の形がいい」をデザインすることが、
未永く幸せなパートナーでいられる秘訣だと思います。

まとめ

夫婦とは

- ・いちばん小さな「家族」の単位（一人では家族と言えない）
- ・家族の核となるもの
- ・血縁がないもの同士が一緒になって家族になる

自分たちはどんな「夫婦」？

- ・夫婦の形はいろいろ
- ・当事者が納得していればそれでよいのでは
- ・自分たちの暮らしをより良く幸せに、そして次世代へ
→幸せそうな両親を見ていると、ああなりたいと思ってくれるはず

次回のテーマは、
「エンディングノートなど〇〇ノートについて」
の予定です



澤田かおる行政書士事務所
大阪府阪南市尾崎町3丁目5番15号
Tel 072-488-7304
Fax 072-488-7302
メール info@gyosei-kaoru.com
HP <http://gyosei-kaoru.com>
ブログ <http://ameblo.jp/kaoru-gyosei>

Facebookページ、Twitterの登録をお願いします。
「澤田かおる行政書士」で検索を。

